

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、あらゆる企業活動の場において関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した行動をとることを、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針(以下「サイバネット行動指針」という。)」として掲げております。これは、全てのステークホルダーに対する当社の基本姿勢であります。また、当社はコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としてサイバネット行動指針を尊重し、経営の健全性の確保、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化、適時かつ公平な情報開示に努めております。そして、経営判断の迅速化と業務執行の監督機能強化を図るとともに、リスク管理及び牽制機能が効いた組織づくりに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則につきまして、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社では、いわゆる政策保有株式としての上場株式を保有しないことを原則としております。ただし、業務提携その他経営上の合理的な理由から保有する場合には、目的に応じた保有であることを検証の上、合理性を定期的に確認いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社では、関連当事者との重要な取引においては、取引内容の合理性及び妥当性について、取締役会において十分に審議した上で決議しております。また、必要に応じて法務部門が社外の専門家の意見を踏まえるなどし、審査を行ってまいります。なお、支配株主との取引については、後項「1.4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」をご覧ください。

[原則3-1 適切な情報開示と透明性の確保]

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、「企業理念」、「経営方針」及び「中期経営計画」をホームページに掲載しております。下記のURLよりご覧ください。

(企業理念)

<http://www.cybernet.jp/company/about/philosophy/>

(経営方針)

<http://www.cybernet.jp/company/policy/policy/>

(中期経営計画)

http://www.cybernet.jp/documents/pdf/ir/closing_accounts/report/2015/20150227_presentation.pdf

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、ホームページに掲載しております。下記のURLよりご覧ください。

http://www.cybernet.jp/company/policy/governance_policy/

(3) 取締役の報酬決定

当社は、取締役の報酬の算定方法の決定方針を定めております。後項「11.1. 取締役報酬関係」をご覧ください。

(4) 役員候補者の指名

当社では、経営についての高い見識を保有し、適切なモニタリングまたは助言ができることや、率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を役員候補者としております。取締役及び監査役候補者の選任手続の適正性及び個々の選任案は、社外役員と代表取締役で構成される指名・報酬委員会が審議しております。監査役候補者については、監査役会の同意を得た後に、取締役会で決議し、その上で株主総会の議案といたします。

(5) 当社では、取締役及び監査役候補者の選任理由を、株主総会参考書類において説明しております。

当社では、取締役及び監査役候補者の選任理由を、株主総会参考書類において説明しております。下記のURLよりご覧ください。

(株主総会参考書類)

<http://www.cybernet.jp/ir/stockholder/meeting/>

[原則4-1-1 執行役員への委任の範囲の概要]

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確な対応をするため、業務執行区分の明確化を図り、経営判断の迅速化と業務執行の監督機能のさらなる強化を目的とし、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会において委任された範囲の業務を執行し、当該執行につき権限を持ち責任を負っております。当社は、職務権限規程において、執行役員の権限を含め決裁事項毎に意思決定機関または意思決定者を明確に定めております。

また、当社の執行役員は9名であり、その担当について、ホームページに掲載しております。下記のURLよりご覧ください。

(会社概要)

<http://www.cybernet.jp/company/about/overview/>

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役候補者の選定に当たり、次の各事項のいずれかに該当する場合には、独立性を欠くものと判断しております。よって、これらのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、実質的にも独立性を担保できると認められる人材であることに留意し、決定いたします。

(1) 最近10年以内に、当社もしくはその子会社の業務執行者またはその二親等以内の親族であった者

(2) 最近1年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

イ. 当社と重要な取引関係がある会社の業務執行者またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者

ロ. 当社またはその子会社の弁護士やコンサルタント等であって、当社取締役報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
それが法人・団体等である場合は、当該法人・団体の業務執行者

ハ. 当社の親会社の業務執行者

ニ. 当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者

(3) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)(2)にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
[補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方]

当社は、取締役候補者の選定にあたり、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、指名・報酬委員会ですべて審議の上、取締役会において決議しております。

[補充原則4-11-2 取締役及び監査役兼任状況]

当社は、株主総会参考書類及び有価証券報告書において、各取締役及び監査役の重要な兼職状況を開示しており、その内容をホームページにも掲載しております。また、ホームページに掲載しております「取締役・監査役プロフィール」においても、兼職状況を確認いただけます。以下のURLよりご覧ください。

(株主総会参考書類)

<http://www.cybernet.jp/ir/stockholder/meeting/>

(有価証券報告書)

http://www.cybernet.jp/ir/library/backnumber/financial_report.html

(取締役・監査役プロフィール)

<http://www.cybernet.jp/ir/policy/profile/>

[補充原則4-11-3 取締役会及び監査役会の実効性評価]

当社は、年に1回、取締役会及び監査役会による自己評価を実施しております。2016年度につきましては、取締役及び監査役が、事務局の作成した取締役会の実効性等に関する質問に回答し、その結果を、取締役会及び指名・報酬委員会並びに監査役会において分析し、課題を認識したうえで改善施策を検討し、適宜実行に移しております。実効性評価の結果につきましては、顧問弁護士から、取締役会の実効性をより一層高めるための助言等をいただいております。なお、これまでの実効性評価結果等を踏まえて取り組んでいる具体的な内容につきましては、以下の通りです。

・社外取締役とその他の役員とのより深い連携

社外取締役は、随時開催される指名・報酬委員会において代表取締役及び社外監査役と審議・意見交換を行う他、各取締役及び各監査役と個別に意見交換を行っております。また、常勤監査役の求めに応じて監査役会に出席し、意見交換を行うなど情報共有を図っております。なお、指名・報酬委員会は、2015年10月に発足し、2015年度は2回、2016年度は8回開催しております。さらに、社外取締役を招いて開催する監査役会は、今年度は2回行われ、四半期を見据えた実施を予定しております。

・経営戦略や中長期経営計画等の策定プロセスにおける社外役員を含めたより深い意見交換

前述の指名・報酬委員会においては、役員・指名・報酬についてのみならず、経営戦略や中長期経営計画等についても、代表取締役と社外役員が活発に意見交換を行っております。なお、今後は、取締役会をより実効性のあるものにするため、形式にとらわれない審議・意見交換の場を設けることとしております。

・十分な事前検討のための、取締役会資料の早期配付

役員(特に社外役員)が、取締役会に先立ち十分に議案を検討できるようにするため、当社では、取締役会開催の3日前までに会議資料を役員に配付するように努めております。

[補充原則4-14-2 取締役及び監査役のトレーニング方針]

当社では、取締役、監査役及び執行役員を対象として、外部講師を招くなどして、コンプライアンス研修を年に1回開催しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当部門を設置しており、同部門の担当役員は、管理部門の担当役員として、管理部門間の有機的な連携を図っております。また、同部門は、四半期に一度、関連取締役に対し、IR活動報告を行っております。なお、インサイダー情報の管理に関しては、後項「V.2.(3)

ディスクロージャーポリシー」及びホームページに掲載しております「情報開示基準(ディスクロージャー・ポリシー)」を下記URLよりご覧ください。

(情報開示基準(ディスクロージャー・ポリシー))

http://www.cybernet.jp/ir/ir_policy/standard/

なお、当社の主なIR活動は次のとおりです。

(1) 決算説明会(年1回)

(2) 中期経営計画説明会(不定期)

(3) 株主総会(年1回)

(4) 個人投資家向説明会(不定期)

(5) 機関投資家向個別面談

(6) 電子メールによる情報提供

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	16,807,500	51.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	448,600	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	395,700	1.22
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイ アイ エスジー エフイー - エイシー	367,885	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	296,400	0.91
サイバネットシステム社員持株会	277,100	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	256,000	0.79
日本証券金融株式会社	248,600	0.77
ゴールドマンサックスインターナショナル	230,915	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	220,100	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	富士ソフト株式会社 (上場:東京) (コード) 9749

補足説明

当社は、自己株式(917,731株)を保有しておりますが、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、グループ内における事業展開上の制約や調整事項はなく、独自の事業展開、運営方針に基づいた経営を図っていることから、親会社及び富士ソフトグループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。また、親会社と営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社が所属する富士ソフトグループは、その憲章に「各企業が相互に独立会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」、「共存共栄、相互協力を原則とし、団結してグループの経営強化に取り組む」等を定めており、各グループ企業はこの憲章の下、独自の方針に基づき事業展開しております。また、グループ全体の成長を目的に各企業がそれぞれの事業特性を活かした協業の推奨を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堀田 一英	他の会社の出身者													
岸 甫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

堀田 一英	堀田 一英氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社において、2007年9月から2010年3月まで、副社長及び代表取締役副会長、取締役副会長を歴任しております。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、同社との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	堀田 一英氏は、IT業界における幅広い人脈や豊富な経験を、当社のITソリューションサービス事業の発展に活かしていただくだけでなく、自ら会社を運営していることから、そこで培われた経験や見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般にわたり助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与していただくと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社に過去業務執行者として従事していましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
岸 甫	岸 甫氏は、当社の取引先であるファナック株式会社において、1985年6月から2011年11月まで、専務取締役及び常務取締役、取締役を歴任しております。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載を省略しております。	岸 甫氏は、数値制御技術に関する豊富な知識や経験、FA業界における幅広い人脈を当社のCAEソリューションサービス事業の発展に活かしていただくだけでなく、事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験や、産業界における高い見識から、経営全般の監督とものづくりに関する貴重な意見をいただくと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は、当社の取引先であるファナック株式会社に過去業務執行者として従事していましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役

補足説明

< 役割 >

- ・取締役候補者及び監査役候補者の選定の審議
- ・取締役の解任、評価及び報酬の審議
- ・代表取締役等の後継者の計画(プランニング)の審議
- ・取締役会からの諮問に対する答申

< 運営 >

- ・議長は独立社外取締役より選出
- ・事務局は総合管理統括部
- ・オブザーバとして常勤監査役が出席

< 実績・予定 >

指名・報酬委員会は、2015年10月に発足し、2015年度は2回、2016年度は8回開催しております。

また、指名・報酬委員会においては、役員の指名・報酬についてのみならず、経営戦略や中長期経営計画等についても、代表取締役と社外役員が活発に意見交換を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画及び定期的な監査報告を受け、監査の方法及び結果の妥当性を判断するとともに、適宜意見交換を行う等相互連携の強化に努めております。

当社は、内部監査部門を設置しております。内部監査は、年間の監査計画に基づき実施しておりますが、代表取締役または監査役からの特命により内部監査を実施することもあります。それらの結果は、速やかに代表取締役及び監査役に報告しております。なお、内部監査部門長は常勤監査役と監査計画や監査内容につき定期的に意見交換をすることにより、内部統制向上に努めております。また、監査役は必要に応じて内部監査部門の内部監査に立ち会うことがあり、監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下 貴	税理士													
堀 天子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 貴		山下 貴氏は、山下貴税理士事務所の所長であり、同事務所との間で2008年7月から2010年9月まで税務に関するコンサルティング契約を締結しておりました。なお、現在同事務所との取引関係はございません。	山下 貴氏は、税理士として培われた税務に関する専門知識や経験等を有しており、当社の監査体制に活かしていただけることから、社外監査役として経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしていただけると判断しております。 また、同氏は、「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
堀 天子		堀 天子氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載を省略しております。	堀 天子氏は、弁護士として主に上場企業等における企業法務に携わっており、コーポレート・ガバナンスに関しても高い見識を有していることから、これらの体制強化のために貴重な意見をいただけるだけでなく、事業会社における社外監査役の就任経験を当社の監査に反映していただくと考え、社外監査役として経営の透明性を高め、企業価値を向上させる役割を果たしていただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

短期インセンティブ報酬として、当事業年度の会社業績等を勘案し、賞与を支給することとしております。
中期インセンティブ報酬として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い業績連動型株式付与制度を導入しております。
長期インセンティブ報酬として、役員報酬の一部に自社株取得目的報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2016年度に係る取締役の報酬につきましては、第32期有価証券報告書において開示しており、その内容はホームページにおいても掲載しております。下記のURLよりご覧ください。

http://www.cybernet.jp/ir/library/backnumber/financial_report.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等について、金額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

取締役の報酬等については、社外役員と代表取締役で構成される指名・報酬委員会による事前審議を経た上で、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

イ. 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬(月額報酬)及び自社株取得目的報酬(月額報酬)と、業績連動報酬である賞与及び業績連動型株式報酬により構成されております。

経営目標に対する成果・責任に応じて各取締役の報酬額を設定することで、責任ある業務執行並びに監督責任の発揮を促進しております。

a. 基本報酬(固定報酬)

各取締役の役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映することとしており、昇降給は経営目標に対する成果を個々に評価したうえで、業績や経営環境を勘案し判定しております。

b. 自社株取得目的報酬(固定報酬:長期インセンティブ)

当社は、2008年6月20日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、取締役の月額基本報酬に一定割合の自社株取得目的報酬を加え、役員持株会に拠出した上で、自社株式の購入に充てる制度を導入しております。なお、各取締役の職務並びに責任により支給額を設定することとしております。

c. 賞与(業績連動報酬:短期インセンティブ)

賞与は、連結ベースの業績連動(売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の事業計画達成率)により算定しております。

また、各取締役の業務執行を評価したうえで加減算を行い、かつ当該年度の経済状況や経営環境を勘案し、支給額を決定しております。

d. 業績連動型株式付与報酬(業績連動報酬:中期インセンティブ)

2015年12月31日で終了する事業年度から2017年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とする中期経営計画を達成した場合に限り、株式交付規程に基づき、予め信託を通じて取得された当社株式を交付するものであります。

ロ. 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、基本報酬(月額報酬)のみとしております。

監査役の経営に対する独立性を高めるため、2008年6月20日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

同様に、2009年3月期から監査役の賞与を廃止しております。

八. 非常勤役員の報酬等

非常勤役員の報酬等は、基本報酬(月額報酬)のみとしております。

各非常勤役員の社会的地位及び会社への貢献度等を斟酌した上で、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役のサポート体制として、総合管理統括部及び内部監査部門が連携し、その任にあっております。取締役会の開催に際しては、原則として開催日の3日前までに議案の内容を取締役会事務局である総合管理統括部から社外取締役及び社外監査役へ通知しております。なお、重要な議案または情報については、必要な都度、代表取締役及び常勤監査役よりそれぞれ社外取締役及び社外監査役に対し直接報告・説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行、監査・監督の方法

イ. 業務執行の方法

a. 取締役会

当社の取締役会(毎月1回以上開催)は、監査役の監督・監査を受けて経営方針等を審議・決定する機関であるとともに、取締役に業務執行状況の定例報告を義務付ける業務執行の監督機関と位置付けております。各取締役は、取締役会の決定方針に基づき、責任と意思決定プロセスを明確にしたうえで、意思決定の迅速化を図っております。また、各社外取締役は、それぞれの経験と知見により専門的な見地から有用な意見陳述を行っており、経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしております。各監査役は、取締役会において必要に応じて意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

b. 経営幹部会議

当社の経営幹部会議(毎月2回以上開催)は、執行役員及び事業部長により構成され、経営に関する重要事項について十分に審議し、執行業務とその執行意思を明確にすることにより、意思決定の迅速化を図っております。常勤監査役は、オブザーバとして本会議へ出席し、必要に応じて意見陳述を行っており、監査役としての業務監査権限を適正に執行しております。

c. 本部長会議

当社の本部長会議(毎週1回開催)は、社長執行役員及び本部長により構成され、経営に関する重要事項を審議し、出席者間で共有し、執行業務の効率化を図っております。さらに、各担当業務における重要事項について意見交換をすることにより、予め執行の意思を明確にしたうえで、経営幹部会議に付議し、その審議の充実と意思決定の迅速化及び適正化の確保を図っております。常勤監査役は、オブザーバとして本会議へ出席し、必要に応じて意見陳述を行っており、監査役としての業務監査権限を適正に執行しております。

d. 執行役員制度

当社は、2008年4月より執行役員制度を導入しており、現在は執行役員9名(うち4名は取締役が兼務)を取締役会において選任しております。これにより、業務の意思決定に関わる者の権限と責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

e. 指名・報酬委員会

当社は、取締役候補者の選定の審議、取締役の解任、評価及び報酬の審議、並びに代表取締役等の後継者の計画(プランニング)等の審議を行う、任意の指名・報酬委員会を設けております。詳細は、前項「II.1. 取締役関係」をご覧ください。

f. 委員会組織

当社には、既存の経営組織とは別に、内部統制やリスク管理等の具体的な施策を実施するために、次の4つの委員会を部門横断的に設けております。また、これら委員会と業務執行部門とを繋ぐ役割として、業務執行部門毎に部門CSR委員会を設け、各委員会から業務執行部門への施策や、双方間の情報伝達の徹底を図るとともに、業務執行部門内で積極的にCSR活動を進めております。

- ・内部統制委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・環境・品質管理委員会
- ・リスクマネジメント委員会

また、これら委員会とは別に、常勤監査役と連携するグループコンプライアンス委員会を設けることにより、グループ各社における業務の適正性を確保しております。

ロ. 監査の方法

a. 内部監査

当社は、内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査部門を設けております。同室は、グループ全体の内部統制システムが有効に機能しているかどうかを整備・運用の両面から点検・評価するとともに、定期的に内部監査(各事業部・グループ各社)を実施し、業務改善の具体的な提案を行っております。

b. 監査役監査

監査役会は、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役と月1回の定期会合のほか、必要に応じて随時面談を行い、意思の疎通を図るとともに、重要事項の内容把握に努めております。なお、定期会合には社外監査役と最高財務責任者が同席しております。

c. 会計監査

当社の監査業務を執行した公認会計士は、太陽有限責任監査法人に所属しております。

(2) 業務執行、監督機能等を強化するプロセス

イ. 弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

会計監査人による会計監査のほか、顧問弁護士等の専門家より、それぞれの見地から経営活動に関する助言を受けております。

ロ. コンプライアンスを徹底する企業文化確立のための施策

法令・ルールを主体的に遵守する精神を涵養していくために、「サイバネット行動指針」の携帯版を配布するとともに、社内研修を実施して、法令遵守に対する認識の共有化と「サイバネット行動指針」の周知徹底を図っております。その他、幹部社員に対して、別途コンプライアンスセミナーを実施し、コンプライアンス企業文化確立を啓発しております。

(3) 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)により構成されております。また、監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)により構成されております。そして、会計監査人設置会社であります。当社は、業務や顧客ニーズ、市場動向等に精通した取締役により、迅速かつ効率

的な意思決定を行うことができいております。また、社外取締役と社外監査役との関係により、代表取締役をはじめ業務執行取締役の業務執行をそれぞれの知見から後押しするとともに、経営の透明性を高め企業価値を向上させる視点においてコーポレート・ガバナンスの強化・運営が図られると考えていることから、現状の体制を採用しております。

さらに当社は、業務執行区分の明確化を図り、経営判断の迅速化と業務執行の監督機能のさらなる強化を目的に、執行役員制度を採用しております。これにより、執行役員が業務を執行し、取締役は経営と監督に注力しやすい体制を確保しております。

なお、監査体制に関しましては、内部監査部門を設置し、監査役、担当取締役との相互関係により、監査体制の充実を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただくため、集中日は必ず避けるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を図るため、2008年6月開催の第23回定時株主総会からインターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上の一環として、2016年3月開催の第31回定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームを利用する機関投資家向けに、2016年3月開催の第31回定時株主総会から、狭義の招集通知及び株主総会参考書類を英文にて提供しております。
その他	開催場所を駅の近隣に設定し、交通の便を考慮しております。ホームページへ招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基準として、ホームページに掲載しております。 http://www.cybernet.jp/ir/ir_policy/standard/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社の事業内容並びに中期経営計画の理解促進を目的に、全国の証券会社支店などで適宜、代表取締役による説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後の決算説明会、本決算、四半期決算毎にセルサイド及びバイサイドのアナリスト並びにファンド・マネージャを含む個別機関投資家ミーティングを開催しており、代表者より説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家等からの要望に応じて、Web会議システムや電話会議等を通じて、個別に代表者より説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社案内、決算短信、四半期短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算補足説明資料(四半期毎)、決算情報以外の適時開示資料、コーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。また、当社主力事業であるCAEについて判りやすく解説したビデオをホームページに掲載しております。常に適時的確なる情報開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画・IR室がIRを担当しております。経営企画・IR室担当取締役がIR担当役員となります。	
その他	外国人投資家への情報格差を無くすため、四半期毎の決算補足説明資料等を英文で作成し、適宜ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>サイバネット行動指針を定め、顧客、投資家の方々に対する姿勢や行動規範をうたい、その立場を尊重すべきことを明示しております。また、IR基本方針を制定し、ステークホルダーとの信頼関係の重要性を明示しております。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>情報セキュリティに関しては、顧客や取引先の重要な情報資産のセキュリティを適正に維持することを当社の重要かつ継続的な経営課題と捉え、2007年11月にISO 27001の認証を取得し継続的改善に努めております。また、環境活動においては、少しでも環境への悪影響を排除し環境貢献ができるよう、2008年2月にISO 14001の認証を取得する等、それぞれのマネジメントシステムを構築いたしました。なお、環境活動につきましては、PDCAが会社の事業活動に溶け込み、認証がなくとも環境マネジメントシステムを維持できると判断し、2012年3月にISO 14001を返上しております。</p> <p>また、2008年11月には、リスクマネジメント委員会の発足とともに、基本方針を公開し、リスクマネジメントシステムの推進に取り組んでおります。</p> <p>なお、より質の高いサービスや製品提供による顧客満足度のさらなる向上を目指し、2010年度より従来の環境活動を発展させた、「環境・品質管理のマネジメント」に取り組んでおります。</p> <p>その他、さらなるCSR活動を展開すべく長期的安定性、成長性を重視し、中長期計画を推進するとともに、社会活動への関与、障害者雇用の促進に努めております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>適時開示はもちろん、IR活動を積極的に展開し、情報提供に注力しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレートメッセージである「つくる情熱を、支える情熱。」の下、創造的でより豊かな社会の実現に貢献するため、デジタル・エンジニアリング・サービスの革新を通して、顧客の「ものづくり」を支えることに情熱を傾け、最大限の努力を続けております。

当社は、この経営方針の実現にむけて、企業の活動を適正かつ効率的に遂行するために必要な内部統制システムの整備・充実を図るため、当社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保しかつ職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針を制定するものとします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、企業行動規範として、「サイバネット行動指針」を制定し、コンプライアンス諸規程を整備するとともに、その確立を図る。
- (2)当社は、グループコンプライアンス委員会、賞罰委員会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握しその対処に努める。
- (3)当社は、「内部通報者保護に関する規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (4)当社は、取締役の業務執行に係る適法性を確保し、契約等の不適切なリスクを回避するため、「法的検討」制度を設け、法務担当部門は必要に応じて顧問弁護士等と協力し、対応する。
- (5)当社は、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシャルハラスメント防止規程」に基づき、社内専用の相談窓口を設置することで、セクシャルハラスメントの防止及び排除を図る。
- (6)当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規程を制定し、情報セキュリティの強化及び個人情報の保護に努める。
- (7)当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
- (8)当社は、適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を制定するとともに内部統制委員会を設け、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
- (2)当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等(電磁的記録を含む、以下同じ)の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。
- (3)取締役及び監査役は、いつでも、前号の保存された文書を閲覧することができる。
- (4)当社は、「個人情報保護規程」及び「秘密情報管理規程」を制定し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、「リスクマネジメント基本方針」及び「リスクマネジメント規程」において、リスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組みなどを定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に対し、適切に反映する。
- (2)当社は、リスクマネジメントを担う機関として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントの計画、推進、進捗及び課題等の審議を行う。
- (3)当社は、本項第1号の規程等で定めた管轄業務ごとにリスク対策責任者を置き、当社の企業活動に関するリスクを網羅的、統括的に管理する。
- (4)当社は、不測の事態が発生した場合、「経営危機管理規程」に基づき、損害及びリスクを最小限にするため、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
- (2)当社は、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に本部長会議及び経営幹部会議において必要な審議を行う。
- (3)当社は、取締役会決議に基づく業務執行について、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」にて執行の手続きを簡明に定め、効率的かつ迅速な業務執行を可能にする。
- (4)当社は、グループ中長期経営戦略を策定し、計画を具体化するために事業年度ごとに部門別・子会社別に目標を設定し、管理する。
- (5)当社は、業務運営状況を把握し、効率化への改善を図るために、内部監査部門による内部監査を実施する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、企業行動規範として、「サイバネット行動指針」を制定し、コンプライアンス諸規程を整備するとともに、その確立を図る。
- (2)当社は、グループコンプライアンス委員会、賞罰委員会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握しその対処に努める。
- (3)当社は、「内部通報者保護に関する規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (4)当社は、業務執行に係る適法性を確保し、契約等の不適切なリスクを回避するため、「法的検討」制度を設け、法務担当部門は必要に応じて顧問弁護士等と協力し、対応する。
- (5)当社は、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシャルハラスメント防止規程」に基づき、社内専用の相談窓口を設置することで、セクシャルハラスメントの防止及び排除を図る。
- (6)当社は、労働条件、就業上の不安等の使用人が抱える各種の悩みに対する相談窓口を設置し、使用人の職務執行の適正を確保する。
- (7)当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規程を制定し、情報セキュリティの強化及び個人情報の保護に努める。
- (8)当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
- (9)当社は、適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を制定するとともに内部統制委員会を設け、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
イ. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当社による決裁及び当社に対する報告制度を設けることにより、子会社の経営の適正を確保する。
ロ. 当社は、同規程において、関係会社の管理及び連絡のための子会社管理担当部門を定め、子会社の重要な報告事項及び業務状況の報告を受け、必要に応じ指示指導を行う。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社は、「リスクマネジメント基本方針」及び「リスクマネジメント規程」において、当社グループ全体のリスクを管理するための体制、リスクマネジメントシステムを維持するための仕組み等を制定し、子会社のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に適切に反映する。

- ロ. 当社は、当社グループのリスクマネジメントを担う機関として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントの計画、推進、進捗及び、課題等の審議を行う。
- ハ. 当社は、同規程で定められた子会社も含めた管轄業務ごとにリスク対策責任者を置き、当社グループの企業活動に関するリスクを網羅的かつ統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、子会社が社内規程で定めた職務執行に関する権限及び責任に従い、業務を効率的に遂行している状況について、定期的な報告を受ける。
- ロ. 当社は、グループ中長期経営戦略を制定し、計画を具体化するために事業年度ごとに部門別・子会社別に目標を設定し、管理する。
- ハ. 当社は、内部監査部門による子会社監査を実施し、業務遂行状況について子会社と共有、協力の上、改善を図る。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループ全体に適用する企業行動規範として、「サイバネット行動指針」を制定し、周知する。
- ロ. 当社は、グループコンプライアンス委員会を設けることにより、当社グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項を審議するとともに、子会社における業務の適正を確保する。
- ハ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が、当社グループにおいて、法令・定款違反その他倫理違反行為等、コンプライアンスに関する重要事項を発見または経営管理、指導が法令・定款に違反し、その他倫理上問題があると認めた場合に、内部通報窓口またはグループコンプライアンス委員会に報告するための制度を構築する。
- ニ. 取締役会は、子会社管理担当部門を通して、子会社における前3号の違反行為について、子会社の賞罰規程等に従い行われる手続の状況及び結果について、報告を受ける。
- ホ. 当社は、内部監査部門を通して、内部監査規程に基づく子会社監査をさせ、子会社における法令及び定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題に対する対策を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当社は、監査役から請求があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命する。
- (2) 監査役補助者に必要な人数及び求められる資質については、監査役と協議の上、適任と認められるものを配置する。
8. 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役補助者は、監査役専任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役以外の指揮命令は受けない。
- (2) 監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を要する。
9. 監査役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 取締役及び使用人は、監査役補助者に対する監査役の指示の実行性を確保し監査業務が円滑に行えるよう協力する。
10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- (2) 当社は、内部通報制度及び各種相談窓口を設置しており、これらを適切に運用することにより、法令・定款違反その他倫理上の問題について、当社取締役及び使用人が監査役に対する報告体制を確保する。
- (3) 監査役は、いつでも必要に応じて、業務の執行状況について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めるとき、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果及びリスク管理状況等の現状を報告する。
11. 子会社の取締役、監査役、監事、監察人及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、「報告者」という。)が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 当社は、内部通報制度及びグループ会社相談窓口を設置し、適切に運用することにより、当社グループの法令・定款違反その他倫理上の問題について、報告者の当社の監査役に対する報告体制を確保する。
- (2) 報告者は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実について、発見または報告を受けた場合、直ちに当社の監査役またはグループコンプライアンス委員会に対して報告する。
12. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社は、報告をしたものが不利な扱いを受けないようにするため、以下のとおり定める。
- イ. 通報したことを理由として解雇、懲戒及び配置換えなどのあらゆる法律上・事実上の不利益な取扱いを受けないこと。
- ロ. 通報者の秘密が厳守されること。
- (2) 前号の内容について、「サイバネット行動指針」に記載し、当社グループに対し、周知する。
13. 監査役及び使用人の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還について請求した場合、明らかに監査役の職務執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかにこれに応じる。
14. その他監査役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役の職務執行状況や社内の重要課題を把握し必要に応じて意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- (3) 監査役は、監査にあたり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という。)による被害を防止することのみならず、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済と社会の発展を妨げる反社会的勢力を社会から排除してゆ�ために、反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求には断固として拒否する。また、反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- 当社は、平素より警察、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)等の外部専門機関との緊密な連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- イ. 社内規則等の整備状況
- 当社は、「サイバネット行動指針」にて、「反社会的勢力に対しては、断固とした態度で対応する」旨を規定するとともに、別途反社会的勢力に対する基本方針を定めている。
- ロ. 社内体制の整備状況
- a. 対応統括部門及び不当要求防止責任者の設置状況
- 当社は、総務・法務室を所管部門とする反社会的勢力対応部門(以下「反社対応部門」という。)を設置し、反社会的勢力への対応等の

総括責任者として総務・法務室長を任命している。また、反社対応部門に法務担当社員からなる不当要求防止責任者を置き、平素より不当要求による被害の発生・拡大の防止に努めている。

b.外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、平素より警察、顧問弁護士、暴追センター等の外部専門機関との緊密な関係の構築や、連携体制の強化を図っている。

c.反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社対応部門において、反社会的勢力に関する過去の記事の検索等により知り得た公知情報を取り纏めたり、定期的に入手する外部専門機関からの関連情報を必要に応じて社内へ周知徹底させている。また、入手した情報の一元管理及び蓄積を行っている。

d.対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力に対する初期対応から、指揮命令系統及び情報伝達経路、反社会的勢力と何らかの関係を持ってしまった場合の解消方法等を定めたマニュアル、並びに不当要求を受けた場合、断固とした拒絶を行うためのガイドライン等を策定し、社員へ周知徹底する。

e.研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士による取締役及び執行役員に対する研修の中で、反社会的勢力への対応についても採り上げ、実施している。また、社員に対しても年1回のコンプライアンス研修において、適宜反社会的勢力に関するテーマを採用し、実施している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要について

(1) IR活動指針

当社は、以下の活動指針に基づいたIRを実施することで、株主・投資家の皆さまとの長期的な信頼関係を構築し、企業価値の最大化を目指したいと考えております。

イ. 開かれたIRを目指します

誠実かつ公平な情報開示により、株主・投資家の皆さまに対する説明責任を全うするとともに、双方向性を重視し、株主・投資家の皆さまとの対話を大切にします。

ロ. 能動的なIRを実施します

株主・投資家の皆さまのニーズに応えるIRを展開することで、より多くの皆さまに当社を知っていただくとともに、さらなる理解の促進に努めます。

ハ. 社内一体となったIRを展開します

経営トップのリーダーシップのもと、社内一体となったIRを行います。

(2) 活動指針の実践

イ. 開かれたIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、株主・投資家の皆さまとの信頼関係を構築致します。

- ・法令を遵守した適時的確かつ公平な情報開示を継続して行います。
- ・正確な情報をわかりやすく表現するように努めます。
- ・双方向のコミュニケーションを大切にします。

a. 開かれたIRの6つのポイント

- i. 適時性 速やかに開示します。
- ii. 公平性 広く公平な開示を心がけます。
- iii. 継続性 一度開示した情報は原則として継続して開示します。
- iv. 正確性 常に正確な情報の開示に努めます。
- v. 明瞭性 判りやすく表現します。
- vi. 双方向性 対話を大切にします。

ロ. 能動的なIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、IRの実効性を高めます。

- ・IRを企業価値向上のサイクルの中でとらえ、より能動的な情報開示によって、株主・投資家の皆さまと高いレベルでのディスカッションを行い、株主・投資家さまのご意見を社内にフィードバックする仕組みを通して、企業価値向上に努めます。
- ・株主・投資家の皆さまからのニーズの高いセグメント情報や、当社の成長性や競争力を的確に表現する業績指標の他、当社の経営理念、ビジョンや戦略、優位性、リスク要因とその対策等の定性情報など、非財務的な情報を効果的に活用することで、「ものづくりを支援するCAEソリューションプロバイダー」である当社の総合力や戦略についての理解を促進し、適正な市場評価の形成をはかります。

ハ. 社内一体となったIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、社内一体となったIRを展開いたします。

- ・役員が先頭に立ち、社員一人ひとりが企業価値向上の担い手としての自覚をもち、企業の社会的責任を果たすべく、透明な経営を推進します。
- ・開示すべき情報の定義や情報伝達方法などを全役職員で認識し、それぞれの役割を担うことにより、株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションに参加する意識をもちます。
- ・IRで開示された情報や、株主・投資家の皆さまからの声を全社的に共有し、それぞれが携わる業務を客観的な評価により見つけ直します。
 - a. 社員一人ひとりの役割
 - i. 一人ひとりが、IRの重要性を十分に認識すること。
 - ii. 一人ひとりが、当社の構成員としての自覚を持って行動すること。
 - iii. 一人ひとりが、企業価値向上の担い手として自らの業務をまっとうすること。
 - iv. 一人ひとりが、業務遂行上知り得たIR情報を速やかに規定に従い伝達すること。
 - v. 一人ひとりが、IR活動にできる限り協力すること。

(3) ディスクロージャーポリシー

当社は、株主・投資家の皆さまに適時的確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報並びにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

イ. 情報の開示方法

適時開示に関する規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しています。TDnetにて公開した情報のホームページへの掲載に関しては、メディアへの発表後速やかに掲載することにしています。また、適時開示には当たらないその他の情報に関しましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法

適時開示情報の開示プロセスについて

当社の適時開示情報の開示プロセスは、厳格な情報管理の下、より適確な情報開示を行うために、本部長会議および経営幹部会議において審議のうえ、取締役会で決議し開示しております。また、常勤監査役は、日常的に本部長会議および経営幹部会議に出席し、適時開示手続きが適切に機能しているかについてモニタリングしております。

